

富士川町 危険鳥獣対策実施要領

令和8年8月

目 次

1 本要領について

- (1) 目的 1ページ
- (2) 用語の定義 1ページ

2 危険鳥獣出没対応 ・ 職員配備

- (1) 役割分担 1ページ
- (2) 連絡体制図 2ページ
- (3) 対応判断フロー図 3ページ
- (4) 初動対応 【情報収集】 4ページ
- (5) 注意喚起 【第1配備】 5ページ
- (6) 対策本部設置 【第2配備】 6ページ
- (7) 緊急銃猟対応 【第3配備】 7ページ
- (8) その他 8ページ

1 本要領について

(1) 目的

本要領は、ツキノワグマやイノシシ(以下、「クマ等」という。)による人身被害を防止するため、町内において危険鳥獣が出没した際の対応及び職員配備等について定めるものである。

(2) 用語の定義

本要領の主要な用語の定義は以下のとおりである。

○人の日常生活圏 …… 人が生計を立て、普段活動する過程で行動する範囲。

例：住居、事業所、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウス、電車、自動車、船舶等。

※「登山道」のような、日常生活において通行する必然性のない場所は含まない。

○危険鳥獣 …… 人の日常生活圏に出没した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣。ヒグマ(※ヒグマは北海道のみ生息)、ツキノワグマ、イノシシ(成獣)を危険鳥獣としている。(根拠:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令 第1条)
なお、緊急銃猟の対象は、危険鳥獣に限られる。

○緊急銃猟 …… 人の日常生活圏に危険鳥獣が侵入した場合等の一定の条件を満たしたときに、市町村長が、銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した当該危険鳥獣の捕獲等を実施すること。(根拠:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第34条の2)

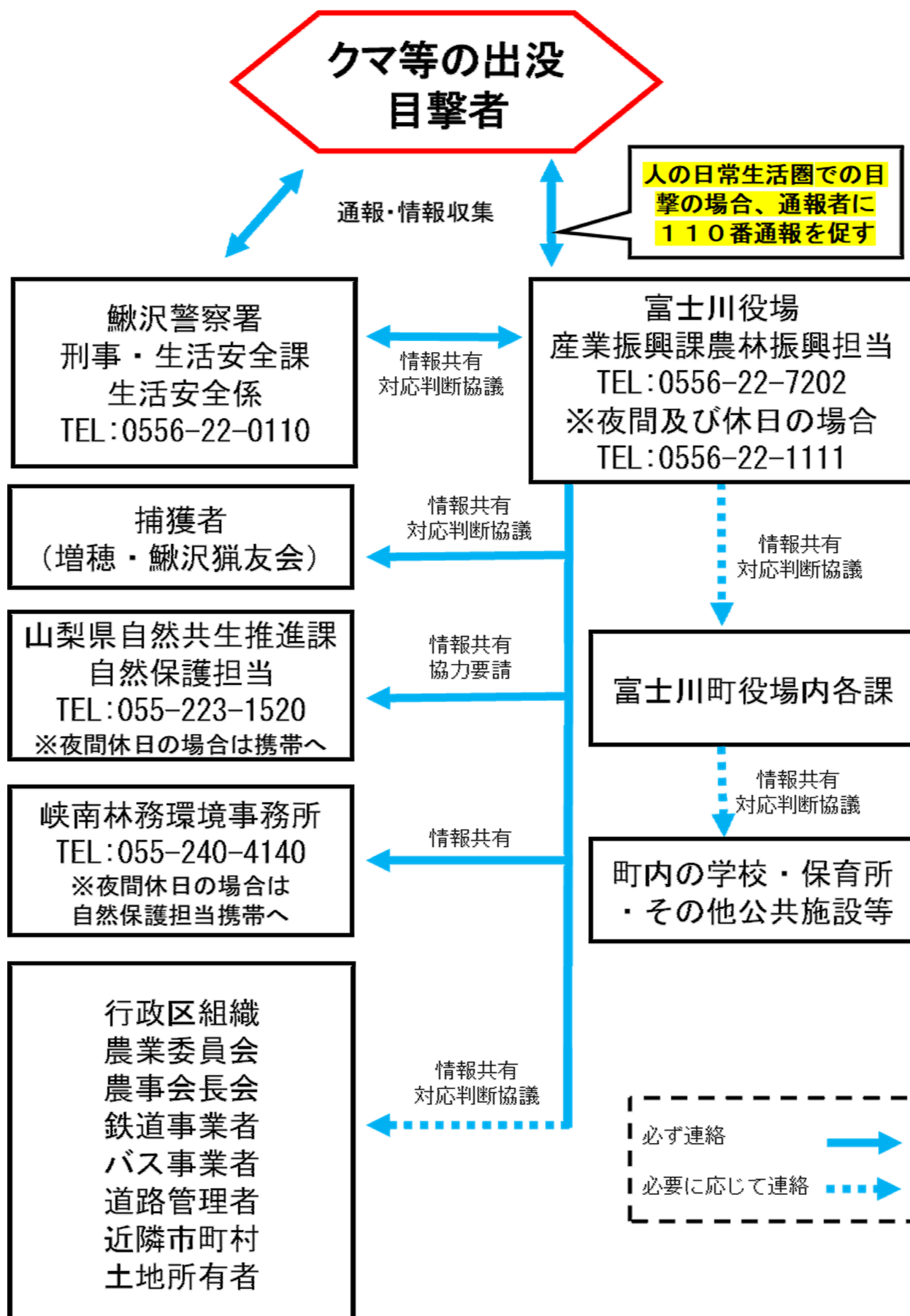
○捕獲者 …… 緊急銃猟実施時に危険鳥獣を実際に銃器により捕獲する者。町の権限に属する銃猟行為を捕獲者に委託(依頼)して実施する。

2 危険鳥獣出没対応・職員配備

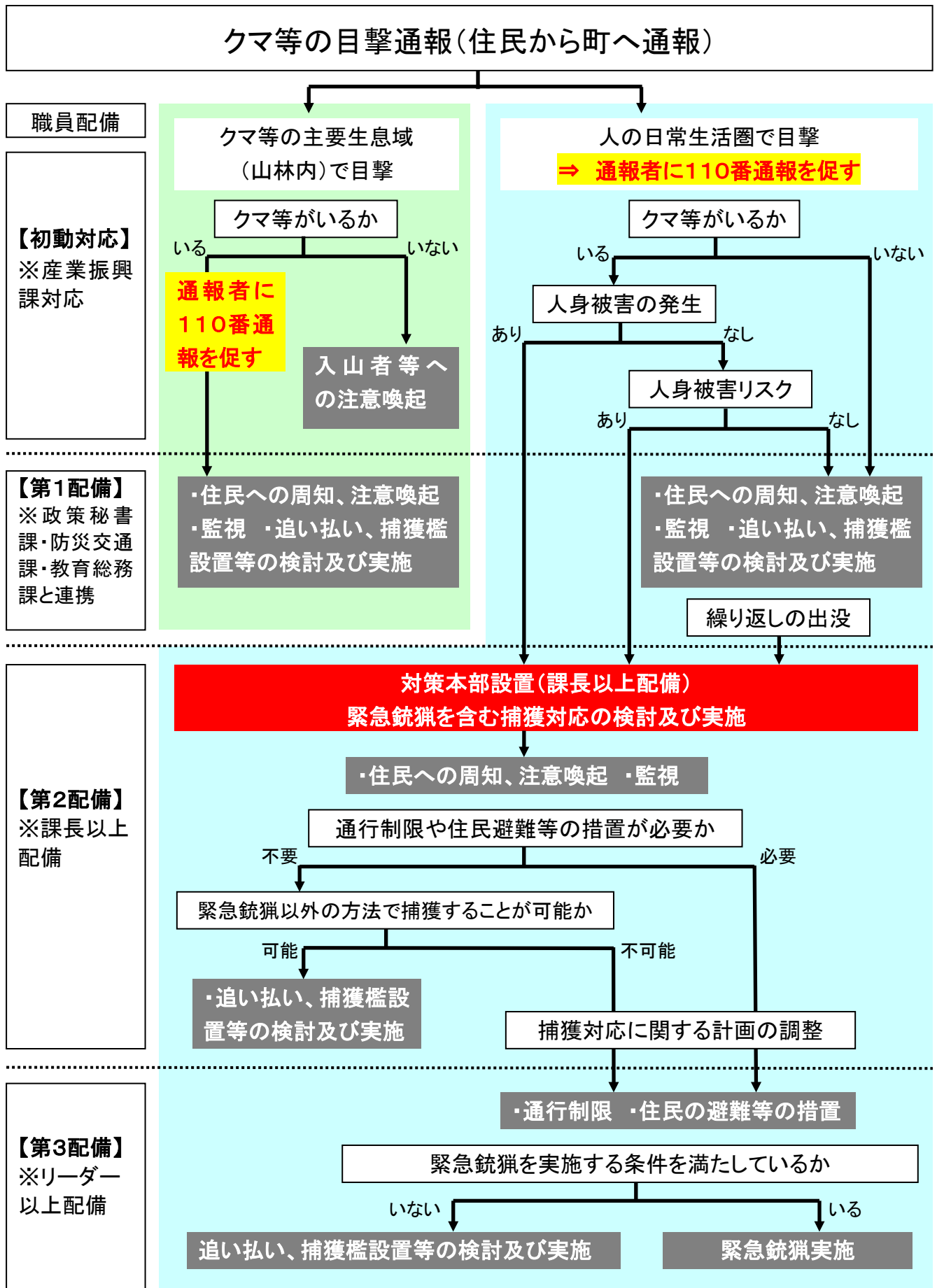
(1) 役割分担

- ① 町 …… 住民への注意喚起、警察・捕獲者・行政区組織との連絡調整、対応方針の決定、関係機関等への周知・協力要請、緊急銃猟実施 等
- ② 警察 …… 危険鳥獣出没時の初動対応、町との連絡調整、住民への注意喚起、対応方針への助言、緊急銃猟実施時の協力 等
- ③ 捕獲者 …… 対応方針への助言、許可に基づく捕獲(緊急銃猟を含む)の実行 等
- ④ 県 …… 対応方針への助言、緊急銃猟実施時の協力

(2) 連絡体制図



(3) 対応判断フロー図



(4) 初動対応【情報収集】

通報者からの聞き取りは、産業振興課 農林振興担当が対応し、産業振興課長に報告する。農林振興担当が不在の場合は、課内の別の担当が対応し、常に迅速かつ適切に産業振興課長への報告を行うことができるよう、日頃から課内の連携体制を整えておく。

宿日直時は、宿日直職員が対応し、産業振興課 農林振興担当リーダーに連絡する。

人の日常生活圏での目撃情報など、人身被害リスクがあるときには、通報者自身に110番通報するよう促す。

●通報者からの聞き取り

項 目	詳 細
通報者の情報	氏名、連絡先、目撃者本人か確認
人身被害に関する情報	怪我の有無や程度
出没の種類	目撃、痕跡、その他
出没日時	クマ等を目撃した日時 ※同一個体と見られるクマ等について目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った目撃日時を繋げてクマ等の進行方向を推測したり、最後の目撃地点から警戒範囲を推測したりする。
出没場所の情報	地番(位置座標) 周辺環境(住宅地、学校付近、農地、山林、河川等) 誘引物の有無(果樹、ゴミ置き場等)
クマ等が向かった方向の情報	クマ等が逸走等した場合のクマ等が向かった方向(山野なのか人の日常生活圏なのか)を把握
目撃したクマ等の情報	頭数(親子)、大きさ、クマ等と判断した特徴 ※人に対してクマ等はどのような行動をとったか(逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた／人に気付いていないなど)
目撃者の行動	目撃時及び目撃後の対応(走って逃げた等)

(5) 注意喚起【第1配備】

産業振興課長は、通報者から聞き取った出没状況に応じて、2ページの連絡体制図により、庁内及び関係先と情報共有し、協議の上、対応判断を行う。

状 況	・クマ等の主要生息域での目撃であったが、人の日常生活圏への影響が懸念される。 ・人の日常生活圏で目撃され、すでにクマ等は山林方向へ行き、現時点で人身被害リスクはないが、再度の出没が懸念される。
対 応	・住民への周知、注意喚起を行う。(防災無線放送、町ホームページ、LINE、CATV 放送 等) ・警察、猟友会、県、行政区組織及び庁内関係課と協議の上、出没地区の監視を行うとともに、追い払いや捕獲檻設置等の対策を検討し、必要に応じて実施する。

●庁内及び関係先への連絡手順

① 産業振興課長

⇒ 政策秘書課長、教育総務課長、防災交通課長へ連絡

・政策秘書課長 ⇒ 町長、副町長へ連絡

・教育総務課長 ⇒ 教育長、各学校へ連絡

② 鯉沢警察署 生活安全課 22-0110

※人の日常生活圏での目撃等、人身被害リスクがある場合は、通報者自身に110番通報するよう促す。

③ 猟友会

旧増穂地区の場合 猟友会増穂分会長

旧鯉沢地区の場合 猟友会鯉沢分会長

④ 地元区長、組長

⑤ 県 自然共生推進課 055-223-1520

峡南林務環境事務所 055-240-4140

【町内周知】

・防災無線システム登録及び配信(町 LINE、CATV 放送も併せて登録)

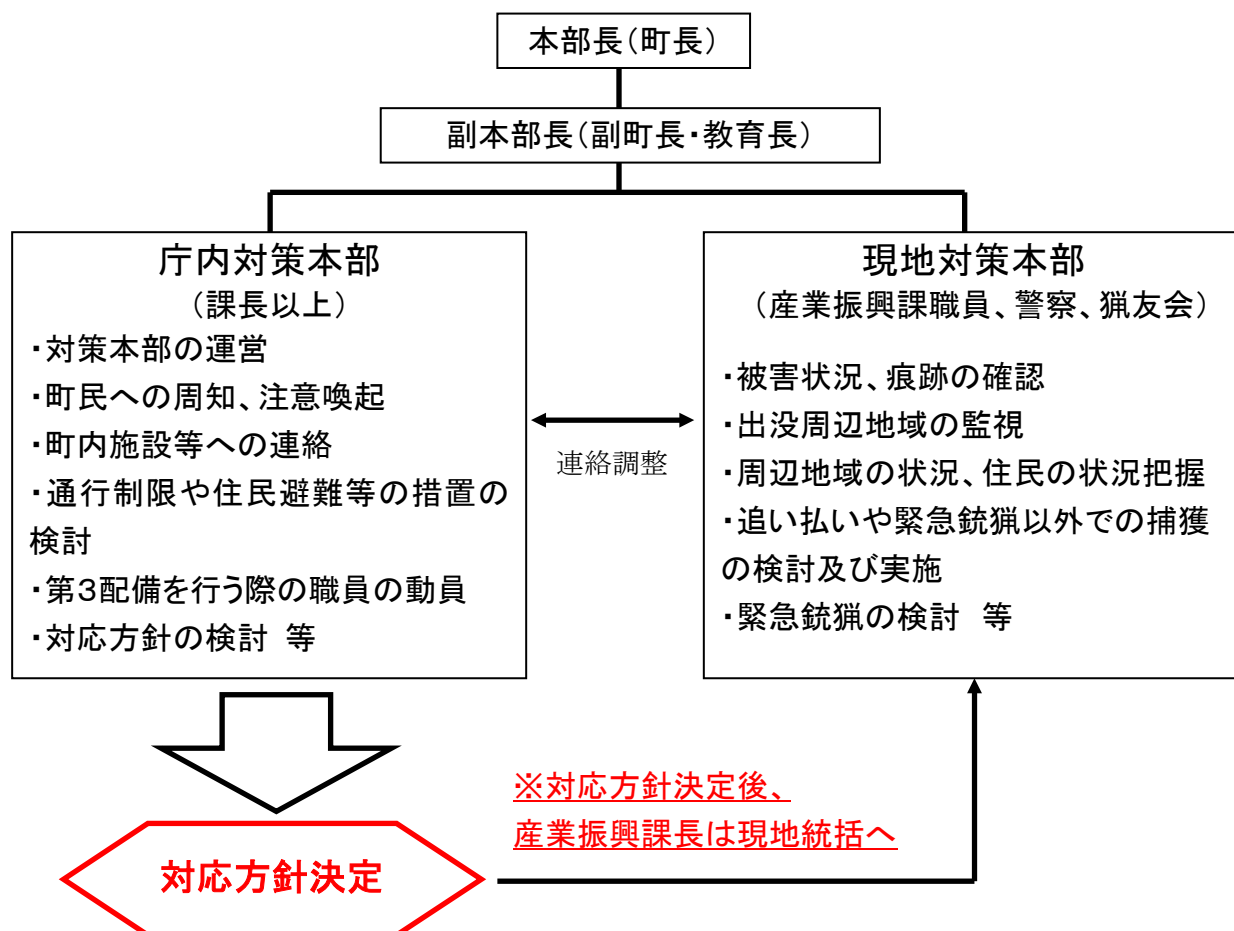
・町ホームページ掲載

(6) 対策本部設置【第2配備】

町長は、緊急銃猟を含む捕獲対応等の実施に向けて、対策本部を設置する。課長以上を配備し、庁内対策本部と現地対策本部を設けて連絡調整を行いながら、対応方針を決定する。

状 況	・クマ等の主要生息域で人身被害が発生し、当該クマ等が人の日常生活圏方面へ向かうなど、人身被害のおそれがある。 ・人の日常生活圏にクマ等が出没し、人身被害が発生した。 ・人の日常生活圏にクマ等が留まっている又は繰り返し出没しているなど、人身被害のおそれがある。
対 応	・住民への周知、注意喚起を行う。(防災無線放送、町ホームページ、LINE、CATV 放送 等) ・警察、猟友会、県、行政区組織及び庁内関係課と協議の上、出没地区の監視を行うとともに、捕獲対応に関する計画を立て、緊急銃猟以外の方法で捕獲することが可能な場合は実施する。 ・通行制限や住民避難等の措置について検討する。<u>※当該措置が必要と判断した場合は、【第3配備】へ</u>

●対策本部組織図（設置場所：富士川町役場庁舎・クマ等出沒現地）



(7) 緊急銃猟対応【第3配備】

通行制限や住民避難等の措置を行う場合は、リーダー以上の全職員を配備し、課長等の指示により、次の役割分担に従い各種対応を行う。通行制限を行う箇所への配備職員や避難誘導を行う職員は、各課の役割分担によらず、必要な人員を配備する。

緊急銃猟に関しては、別冊「緊急銃猟対応マニュアル」に基づき対応する。

●庁内役割分担

職 名	内 容
産業振興課長	・庁内対策本部と現地対策本部の連絡調整 ・警察、猟友会、県との連携及び対応判断協議 ・対応方針決定後、現地対策本部統括（緊急銃猟実施は、本部長が産業振興課長に委任） ・観光施設、商業施設、農業委員、農事会への周知 ・実施状況の記録 ・土地所有者との調整 ・緊急銃猟実施後の原状回復（捕獲個体の処分を含む）
会計管理者・政策参事	・本部長、副本部長との連絡調整
政策秘書課長	・庁内対策本部統括 ・現地対策本部との連絡調整及び対応判断協議 ・SNSでの情報発信 ・報道機関対応 ・近隣市町村との連絡調整
財務課長	・区長、組長との連絡調整 ・職員配備の調整
管財課長	・町有施設利用者への周知 ・庁舎利用、公用車利用の調整
防災交通課長	・住民への避難指示 ・防災無線放送の対応 ・消防本部との連絡調整
町民生活課長	・避難住民の対応
福祉保健課長	・福祉関係施設への周知
子育て支援課長	・保育所、児童センターとの連絡調整
土木整備課長	・道路、河川等施設管理者との連絡調整
都市整備課長	・公園利用者への周知
議会事務局長	・議会との連絡調整
教育総務課長	・副本部長（教育長）との連絡調整 ・小中学校との連絡調整
生涯学習課長	・社会教育、社会体育施設利用者への周知
税務課長・上下水道課長	・上記内容の応援及び上記内容以外に必要な事項の調整

(8) その他

① 訓練の実施について

クマ等が出没した際に、迅速かつ適切に対応できるよう本要領及び緊急銃猟対応マニュアルに定める内容について、実際の事態を想定した訓練を関係機関等と連携して定期的に実施する。

② 富士川町鳥獣被害対策実施隊について

町内における鳥獣被害を軽減するため、富士川町鳥獣被害対策実施隊設置要綱(平成 29 年告示第 23 号)に基づき、本町の非常勤職員として隊員を委嘱している。

本要領及び緊急銃猟対応マニュアルに基づく「捕獲者」は、この隊員の中から要件を満たす者に委託(依頼)する。

③ 富士川町鳥獣被害防止計画について

鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号)第 4 条の規定に基づき、「富士川町鳥獣被害防止計画」を定めている。

④ 富士川町有害鳥獣対策協議会について

「富士川町鳥獣被害防止計画」の作成及び変更に関する協議並びに同計画の実施に係る連絡調整を行うため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号)第 4 条 2 の規定に基づき、区長、関係団体及び関係機関等を構成員とし、「富士川町有害鳥獣対策協議会」を設置している。